

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、予防接種に関する事務において特定個人情報の漏洩及びその他の事故を発生させないため厳重な管理体制をとり、個人のプライバシー等の保護を徹底することを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

中野区長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

令和6年3月28日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

## I 基本情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防接種履歴管理事務</li> <li>○定期予防接種健康被害に対する給付事務</li> <li>○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul> </li> </ul>
③対象人数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[      30万人以上      ]                            1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </p>

### 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

#### システム1

①システムの名称	予防接種履歴管理システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種記録の登録・照会・整理・保管</li> <li>・予防接種対象者の抽出</li> <li>・予防接種予診票の発行・再発行業務</li> <li>・予防接種依頼書発行業務</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[      ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 庁内連携システム            [      ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ○ ] 既存住民基本台帳システム            [      ] 宛名システム等      [      ] 税務システム            [      ] その他 (      )         </p>

#### システム2

①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種記録の管理</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[      ] 情報提供ネットワークシステム      [      ] 庁内連携システム            [      ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [      ] 既存住民基本台帳システム            [      ] 宛名システム等      [      ] 税務システム            [      ] その他 (      )         </p>

システム3	
①システムの名称	住民情報連携基盤システム
②システムの機能	<p>住民情報連携基盤システムは、中間サーバーと、庁内の既存住基システムや各業務システムとのデータ連携を担うシステムである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</li> <li>2. 宛名情報等管理機能 住民情報連携基盤システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。</li> <li>3. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</li> <li>4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</li> <li>5. 符号取得・生成要求機能           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 団体内統合宛名番号および個人番号を中間サーバーに渡し、符号取得を依頼する。</li> <li>(2) 中間サーバーから個人番号及び処理通番(情報提供ネットワークシステムで作成)を受領後、住民基本台帳ネットワークシステムに渡し、符号生成を要求する。</li> </ol> </li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[        ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能</li> <li>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</li> <li>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</li> <li>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと住民情報連携基盤システム、既存住基システムおよび既存業務システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</li> <li>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</li> <li>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</li> <li>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号機能と、鍵情報を管理する。</li> <li>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</li> <li>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [        ] 庁内連携システム</p> <p>[        ] 住民基本台帳ネットワークシステム [        ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [        ] 税務システム</p> <p>[        ] その他 ( )</p>

システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
予防接種履歴ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、未接種のものについて接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止できる。</li> <li>・接種履歴を管理することにより、接種時期や年齢、回数や接種間隔等の誤りを防止し、健康被害を防ぐとともに、健康被害発生時の対応を迅速に行うことができる。</li> </ul>
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の10の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)</li> <li>16の2、16の3、115の2の項 (別表第2における情報照会の根拠)</li> <li>16の2、17、18、19、115の2の項</li> </ul>
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉部 保健予防課
②所属長の役職名	健康福祉部 保健予防課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種履歴ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	中野区に住民登録がある予防接種事業の対象となる者
その必要性	伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種対象者を規定するため必要。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報</li> <li>[ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報</li> <li>[○] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ ] 災害関係情報</li> <li>[ ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>
その妥当性	<p>○識別情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号…手続時点において同一人の確認・特定をより的確に行うために必要である。</li> <li>・その他識別情報(内部番号)…府内連携システムで利用する識別情報(世帯コード・個人コード)についても本人特定の他、府内他事務のシステムと必要な情報を連携するために必要である。</li> </ul> <p>○連絡先等情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4情報、連絡先(電話番号等)については、届出(申請)者に対する届出内容の確認、問合せのために必要である。</li> </ul> <p>○業務関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康・医療関係情報…予防接種情報は、予防接種の適切な実施及び接種履歴の管理をするために必要である。</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報…生活保護受給者については、B類疾病の予防接種が免除対象となるので、生活保護の受給状況に関する情報が必要である。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年4月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部保健予防課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>	[○]本人又は本人の代理人							
	[○]評価実施機関内の他部署 ( 区民部戸籍住民課 )							
	[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )							
	[○]地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 )							
	[ ]民間事業者 ( )							
②入手方法	[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ							
	[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム							
	[○]情報提供ネットワークシステム							
	[○]その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))							
③入手の時期・頻度	<p>&lt;予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住基情報及び住登外情報は日次で入手している。</li> <li>・生活保護情報は月次で入手している。</li> <li>・障害者手帳1級取得者情報は高齢者予防接種の対象者抽出の都度、入手している。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度</li> </ul>							
④入手に係る妥当性	<p>&lt;予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住基・住登外情報や生活保護情報について、迅速かつ効率的な対応が行える頻度で、情報を入手する。</li> <li>・中野区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受けるするために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</li> </ul>							
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中野区への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> <li>・庁内連携又は情報連携ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項に明示されている。</li> </ul>							
⑥使用目的 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するにあたり、予防接種対象者を正確に把握するとともに、予防接種に関する記録の適正な管理を図るために使用する。</li> </ul>							
⑦使用の主体		<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td><td>—</td></tr> <tr> <td>使用部署 <b>※</b></td><td>健康福祉部保健予防課</td></tr> <tr> <td>使用者数</td><td> <p>＜選択肢＞</p> <p>[ 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> </td></tr> </table>	変更の妥当性	—	使用部署 <b>※</b>	健康福祉部保健予防課	使用者数	<p>＜選択肢＞</p> <p>[ 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
変更の妥当性	—							
使用部署 <b>※</b>	健康福祉部保健予防課							
使用者数	<p>＜選択肢＞</p> <p>[ 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>							

⑧使用方法 ※	<p>&lt;予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種実施委託料の医療機関への支払いにおいて、接種状況の確認のため使用する。</li> <li>・予防接種未接種者に対し、個別通知を送付する際に使用する。</li> <li>・予防接種希望者の接種費用自己負担区分を確認するため使用する。</li> <li>・その他予防接種事業において必要な確認作業が生じた際に使用する。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>
情報の突合 ※	<p>&lt;予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予診票発行事務等において、氏名、住所、生年月日、年齢、性別等により突合する。</li> <li>・他自治体との情報の照会・提供の場合のみ個人番号を利用する。</li> </ul>
情報の統計分析 ※	<p>&lt;予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務&gt;</p> <p>予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告するが、個人を特定できる情報は取り扱わない。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <p>特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。</p>
権利利益に影響を与える得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種健康被害発生時の給付の決定(国が行う)</li> </ul>
⑨使用開始日	平成29年4月1日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件
<b>委託事項1</b>	・予防接種履歴管理システムの運用保守・改修委託業務
①委託内容	・システム開発業者への予防接種履歴管理システムの運用保守・改修委託業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
その妥当性	・システムの安定稼働のため、専門的な知識を有する民間業者に業務を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> 専用線 ] [ <input type="checkbox"/> 電子メール ] [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ ] [ <input type="checkbox"/> 紙 [ <input checked="" type="radio"/> その他 ( 予防接種履歴管理システムの直接の操作 ) ]
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社
再委託	⑦再委託の有無 <b>※</b> [ <input type="checkbox"/> 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項
<b>委託事項2~5</b>	
<b>委託事項2</b>	
①委託内容	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	
その妥当性	

③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている ( 4 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の16の2	
②提供先における用途	・予防接種法による予防接種の実施に関する事務	
③提供する情報	・予防接種情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度	
<b>提供先2~5</b>		
提供先2	都道府県知事	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の16の3	
②提供先における用途	・予防接種法による予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務	
③提供する情報	・予防接種情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度	

<b>提供先3</b>	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の115の2
②提供先における用途	・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	・予防接種情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[    10万人以上100万人未満    ]      1) 1万人未満              2) 1万人以上10万人未満              3) 10万人以上100万人未満              4) 100万人以上1,000万人未満              5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
<b>提供先4</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[    ]      1) 1万人未満                                                  2) 1万人以上10万人未満                                                  3) 10万人以上100万人未満                                                4) 100万人以上1,000万人未満                                                5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 専用線</p> <p>[    ] 電子メール      [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[    ] フラッシュメモリ      [    ] 紙</p> <p>[    ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	
<b>提供先6~10</b>	
<b>提供先11~15</b>	
<b>提供先16~20</b>	

<b>移転先1</b>									
①法令上の根拠									
②移転先における用途									
③移転する情報									
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[                  ] &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>								
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲									
⑥移転方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[    ] 庁内連携システム</td><td style="width: 50%;">[    ] 専用線</td></tr> <tr> <td>[    ] 電子メール</td><td>[    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td></tr> <tr> <td>[    ] フラッシュメモリ</td><td>[    ] 紙</td></tr> <tr> <td>[    ] その他 ( )</td><td></td></tr> </table>	[    ] 庁内連携システム	[    ] 専用線	[    ] 電子メール	[    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[    ] フラッシュメモリ	[    ] 紙	[    ] その他 ( )	
[    ] 庁内連携システム	[    ] 専用線								
[    ] 電子メール	[    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
[    ] フラッシュメモリ	[    ] 紙								
[    ] その他 ( )									
⑦時期・頻度									
<b>移転先2~5</b>									
<b>移転先6~10</b>									
<b>移転先11~15</b>									
<b>移転先16~20</b>									
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>									
①保管場所 <span style="color: red;">※</span>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;中野区における措置&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が記録されるデータベースは、厳重な入退出管理を行い、防犯カメラで利用状況の管理できる区画に設置されたサーバー内のストレージに保管され、物理的なアクセスを制限している。</li> <li>・サーバーやデータベースには、許可された者以外がアクセスできないよう、管理者による利用職員の管理とログインの際の二要素認証システムを活用している。</li> <li>・届出書等の紙媒体については、施錠ができるキャビネットに保管している。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)及び予防接種履歴管理事務&gt;</b></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)及び予防接種履歴管理システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された中野区の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul>								

②保管期間	期間	[        5年        ]	<選択肢>
	その妥当性		1) 1年未満                  2) 1年                  3) 2年 4) 3年                  5) 4年                  6) 5年 7) 6年以上10年未満                  8) 10年以上20年未満                  9) 20年以上 10) 定められていない

③消去方法	<p>＜中野区における措置＞ ハード更改等の際は、保存された特定個人情報が不正に読み出されないよう、専用ソフト等で完全に消去を行う。</p> <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)及び予防接種履歴管理事務＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)及び予防接種履歴管理システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>
7. 備考	

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種履歴管理事務に係る予防接種に関する記録項目(住民情報)>

- ・整理番号
- ・カナ氏名
- ・漢字氏名
- ・生年月日
- ・年齢
- ・性別
- ・取消区分
- ・郵便番号
- ・住所
- ・方書
- ・世帯番号
- ・世帯主氏名
- ・世帯主力ナ氏名
- ・住登外区分
- ・被災者区分
- ・被災者微収区分
- ・送付除外区分
- ・身障一級区分
- ・個人課税区分
- ・世帯課税区分
- ・住基閲覧注意
- ・転入前住所
- ・転入前方書
- ・転出後住所
- ・転出後方書
- ・最新異動区分
- ・最新異動年月日
- ・住民となった日
- ・住民でなくなった日
- ・住民異動区分
- ・住民異動年月日
- ・異動届出年月日

<予防接種履歴管理事務に係る予防接種に関する記録項目(予防接種情報)>

- ・接種名称
- ・期・回数
- ・接種区分
- ・接種種別
- ・経過措置
- ・四条特例
- ・接種日
- ・発行履歴
- ・接種日年齢
- ・実施時間
- ・会場
- ・医療機関
- ・登録日
- ・負担金区分
- ・Lot番号
- ・接種量
- ・印刷区分
- ・印刷日
- ・発送日
- ・接種補足区分
- ・予診票再印刷区分
- ・予診票再印刷枚数
- ・予診票再印刷日
- ・予診票発行部署
- ・依頼書印刷区分
- ・依頼書印刷日
- ・証明書印刷区分

- ・証明書印刷日
- ・ワクチンメーカー
- ・支払い対象外
- ・警告内容
- ・実施報告書印刷日
- ・登録支所

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種履歴ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>＜予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務＞ 基本4情報、及びその他の住民関係情報の入手は、区住基システムに入力された情報を、庁内連携システムで取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するの は、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>＜予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事務で必要な情報以外を参照できないようにする。</li> <li>・職員ごとに業務権限を割り振り、必要な情報以外を参照できないようにする。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種履歴管理システムは住基情報との連携処理にて取得する方法のみであるため、対象者以外の情報は入手されない。</li> <li>・委託医療機関及び他自治体から提出された予防接種予診票をシステムへ取り込む際、予診票に記載された4情報等とマッチングを行い、適切な情報のみをシステムに取り込む。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務＞ 予防接種履歴管理システムを利用する職員を特定し、指紋認証及びパスワードによる二要素認証を実施する。認証後はシステムの権限設定機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、不適切な方法での入手が行えない対策を実施する。</p> <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	<p>＜予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務＞ 申請受付の際は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入りの身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>＜予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務＞ 個人情報は府内連携システムから連携され、基本4情報や予防接種情報と自動的に関連付けて登録される仕組みをとることで、真正性を確保している。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>＜予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務＞ 基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、区住基システムに入力した情報を、府内連携システムで取得する方法により正確性を確保している。</p> <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・医療機関が入力する接種記録情報を、区が予診票において確認することにより、正確性を確保している。</p>
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている      2) 十分である            3) 課題が残されている</p>

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務&gt; 予防接種履歴管理システムはインターネットに接続されていない閉鎖的なネットワークである既存住民情報系ネットワークに接続されており、外部システムとは接続されていない。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</li> </ul>	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。</li> <li>中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要となる情報のみ記録し、不必要的情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。</li> <li>入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、システムを利用する者ごとに配布されたユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。</li> </ul>		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>&lt;予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務&gt; 区民情報系基盤システムより入手する情報項目は、中野区個人情報審議会の承認を得た情報項目(事務に必要なもの)のみに限定しており、事務に必要なない情報との紐付けはできないよう設計している。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接種会場等では、接種券番号の読み取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</li> </ul>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である</p>		
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	<p>[    行っている    ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>		
具体的な管理方法	<p>&lt;予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務&gt; 予防接種履歴管理システムの使用の際には、二要素認証を必要としているため、ログイン権限のない者は予防接種履歴管理システムを使用できない。また、予防接種履歴管理システム内の各機能の利用権限は、ログインIDに対して付与しているため、権限のない者は当該業務を行うことができない。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</li> <li>LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</li> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。</li> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> </ul>		
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[    行っている    ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>		
具体的な管理方法	<p>&lt;予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎度当初に、システムの各機能を利用する職員のIDや指紋認証情報の登録、更新、削除を行う。</li> <li>毎度当初以外の時期に異動が生じた場合は、都度、追加・削除を行う。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>		
アクセス権限の管理	<p>[    行っている    ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>		
具体的な管理方法	<p>&lt;予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務&gt;</p> <p>ID及び権限設定については、システム管理者のみが操作できる仕組みとなっている。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>		
特定個人情報の使用の記録	<p>[    記録を残している    ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>		
具体的な方法	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>		

その他の措置の内容	<p>・不正な第三者からのアクセスを制御するため、特定個人情報を取り扱う執務室内への入退室管理について「保健予防課情報セキュリティ実施手順書」に規定し、規定された内容を遵守することで、権限のない者が特定個人情報を使用するリスクに対応する。</p>							
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>							
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク								
リスクに対する措置の内容	<p>・予防接種に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。            ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は当該教育の実施について履行確認を行う。            ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。</p>							
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>							
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク								
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務&gt;            個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。    &lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;            住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。            ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。            ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。            ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。            ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。            ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</p>							
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。</p> <p>接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し、使用する。</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>								

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p>&lt;予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務&gt;          個人情報を扱う業務を委託する時には、個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する条例及び同施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報の保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項について契約に含むことで、特定個人情報についても万全を期している。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;          当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> </ul>			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢>	1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。</li> <li>・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書及び従事者名簿を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・従事者名簿に記載のあった従事者に対してのみシステム操作の権限を与え、閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。</li> <li>・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</li> </ul>			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢>	1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>アクセスログによる記録を残している。</p>			
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢>	1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託事業者から他者への特定個人情報の提供は一切認めないと契約書に明記している。          また、委託契約の報告条項に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、または書面にて報告を求める。</p>			
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守運用委託に関しては、契約書にて委託業務実施場所を限定し、外部への持ち出しを禁止している。</li> <li>・委託契約の報告条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または書面にて報告を求める。</li> </ul>			
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢>	1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間の過ぎた特定個人情報を、整合性確認時にシステムにて判別し消去</li> <li>・データ廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存</li> <li>・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップを、システムで消去</li> <li>・また、委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば当区職員が調査することも可能とする。</li> </ul>			

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		<p>個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する条例及び同施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項を含む契約書の中で、特定個人情報を含む全てのデータについて以下のことを明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上知り得た情報について、第三者に開示・提供・漏えいしてはならない。なお、本契約終了後も同様とする。</li> <li>・契約を履行するにあたり知り得た個人情報の漏えい、紛失、改ざん及び破損を防止するため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。</li> <li>・中野区が提供した個人情報の内容を中野区が許可した範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。</li> <li>・契約業務に従事する者に個人情報を取り扱わせる場合は、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従事者に対する必要かつ適切な教育及び監督を行わなければならない。</li> <li>・事故が生じたときは直ちに中野区に対して連絡するとともに、遅滞なくその状況について書面により中野区に報告し、中野区の指示に従わなければならない。</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。
他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

**5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** [○] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[ ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

## リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

## リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜中野区における措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種履歴管理システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットと接続されている府内ネットワークとは分離されており、その境界はルーターおよびファイアウォールにより相互の通信が行えないよう制御を行っている。なお、基幹系ネットワークは、インターネットとの接続を禁止している。</li> <li>・権限を有する職員のみが情報照会を行えるよう、使用者の認証および権限の認可の管理を厳格に行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求ログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。</li> <li>・操作ログや認証ログなどのアクセスログを基に、権限外の職員による操作の有無や、不正な照会が無いことを適宜確認する。</li> <li>・情報照会処理が行える端末を制限するとともに、画面コピー操作やフォルダー共有、外部記憶媒体の接続を制限する。</li> <li>・操作端末から離れる際には、画面のロックもしくはログアウトを徹底する。</li> <li>・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。</li> <li>・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・ソフトウェアは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>(※)中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。</li> <li>そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</li> </ul> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5：不正な提供が行われるリスク

	<p>&lt;中野区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供が可能な事務および当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証および権限の管理を厳格に行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求のログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求のログや認証ログなどから、不正な提供が行われていないことを適宜確認する。</li> <li>・操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、職員および関係者に周知を行う。</li> <li>・特定個人情報の提供が認められている事務であることを確認した上で、情報提供ネットワークシステムとの接続を許可する。</li> <li>・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。</li> <li>・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。</li> </ul>								
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>								
リスクへの対策は十分か	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">[      十分である      ]</td> <td style="text-align: center;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></td> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	[      十分である      ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>	1) 特に力を入れている	2) 十分である			3) 課題が残されている	
[      十分である      ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>	1) 特に力を入れている	2) 十分である						
		3) 課題が残されている							

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中野区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存住記システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットと接続可能な庁内ネットワークとは物理的に分離されており、相互の通信が行えないようになっている。</li> <li>権限を有する職員のみが情報提供を行えるよう、使用者の認証および権限の認可の管理を厳格に行う。</li> <li>中間サーバーへの処理要求ログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。</li> <li>操作ログや認証ログなどのアクセスログを基に、権限外の職員による操作の有無や、不正な提供が無いことを適宜確認する。</li> <li>情報照会処理が行える端末を制限するとともに、画面コピー操作やフォルダー共有、外部記憶媒体の接続を制限する。</li> <li>操作端末から離れる際には、画面のロックもしくはログアウトを徹底する。</li> <li>職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。</li> <li>個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。</li> </ul>		
	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。</li> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</li> </ul>		
	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>		

リスクへの対策は十分か

- |             |                     |              |          |
|-------------|---------------------|--------------|----------|
| リスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢>        |          |
|             |                     | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である |
|             |                     | 3) 課題が残されている |          |

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中野区における措置&gt;</p> <p>提供方式を情報提供ネットワークシステムによる提供に限定することで、誤った相手に提供してしまうリスクを軽減する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> <li>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</li> </ul>		
	<p>&lt;選択肢&gt;</p>		
	<p>[      十分である      ]</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>		2) 十分である

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。

### <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISO政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;中野区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を保管するサーバーの設置場所では、入退室管理、防犯カメラによる監視を行っている。</li> <li>・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、予防接種履歴管理システムからログアウトし、画面ロックをかけるよう徹底している。</li> <li>・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul>	

⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p>&lt;中野区における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットとの通信回線の分離</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアの導入及び更新</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		・生存者の個人番号と死者の個人番号を区別しないため、生存者の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスクに対する措置の内容	既存住基システムは、住基法施行令第11条(届出に基づく住民票の記載等)及び第12条(職権による住民票の記載等)の規定に基づき住民票の記載、消除又は記載の修正を行うとともに、住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき、必要な措置を講じることで、本特定個人情報の正確性を確保している。					
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>					
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク						
消去手順	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている      2) 定めていない</p>					
手順の内容	<p>既存住基システムにおいては、以下の消去手順を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消除後5年度を経過した住民記録について、年に1度抹消処理を実行する。</li> <li>・毎年8～9月に処理を実施し、物理抹消されていることを確認する。</li> </ul> <p>宛名システムにおいては、以下の消去手順を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消除後5年度を経過した住民記録及び、業務未使用の住登外者情報について、年に1度抹消処理を実行する。</li> <li>・毎年8～9月に処理を実施し、物理抹消されていることを確認する。</li> </ul>					
その他の措置の内容	—					
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>					
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
—						

## IV その他のリスク対策 ※

### 1. 監査

①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<p>&lt;中野区における措置&gt; 特定個人情報保護評価に関する規則第14条に規定する評価書の見直しについて、評価書の内容と運用実態のチェックを1年に1回担当部署内において行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p>&lt;中野区における措置&gt; 中野区情報安全対策方針及び同基準に基づき、情報資産全体の情報安全保護についての外部監査を定期的に行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
<b>2. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<p>&lt;中野区における措置&gt; ・関係職員に対して、毎年必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託事業者に対しては、個人情報保護に関する条項を含む契約を締結している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。なお、職員の場合はあわせて、地方公務員法及び中野区職員の懲戒に関する条例の規定に基づく措置を講じる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>

### 3. その他のリスク対策

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	郵便番号 164-0001 東京都中野区中野二丁目17番4号 中野区保健所 健康福祉部 保健予防課
②請求方法	中野区個人情報の保護に関する条例第28条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	中野区ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料額: 写しの交付10円/1枚 納付方法: 現金 )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種履歴ファイル
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 164-0001 東京都中野区中野二丁目17番4号 中野区保健所 健康福祉部 保健予防課
②対応方法	問い合わせを受け付けた際には、対応内容について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年7月28日
②しきい値判断結果	<p>[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる      2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)      3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)      4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	中野区自治基本条例及び中野区パブリック・コメント手続に関する規則の規定に基づきパブリック・コメントによる意見聴取を実施する。パブリック・コメントの実施に際しては、区報に公表している旨の記事を掲載し、区ホームページへの掲載と保健予防課、区政資料センター及び区民活動センターの窓口にて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和4年9月7日～10月6日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	中野区個人情報の保護の条例に関する条例第6条に基づき設置の中野区個人情報保護審議会に諮問する
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施		事前	
令和6年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)		事前	
令和6年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。		事前	
令和6年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		事前	
令和6年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		事前	
令和6年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。		事前	
令和6年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)		事前	
令和6年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。		事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策  2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須としてことで、対象者以外の情報の入手を防止する。		事前	
令和6年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策  2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。		事前	
令和6年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策  2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能することで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。		事前	
令和6年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策  2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。		事前	
令和6年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策  2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。		事前	
令和6年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策  2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)  リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。		事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。		事前	
令和6年3月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。		事前	